

関西看護医療大学事務組織規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校法人関西看護医療大学（以下「法人」という）関西看護医療大学学則第9条第3項の規定に基づき、関西看護医療大学(以下「本学」という。)の事務局の組織等及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局の課)

第2条 事務局に、次に掲げる課を置く。

経営管理課

学務課

学生支援課

(事務室)

第3条 本学附属図書館に、事務室を置く。

2 前項の事務室の事務は経営管理課が所掌する。

(課長)

第4条 第2条に規定する課に、課長を置く。

2 課長は、課の所掌事務を処理する。

(係)

第5条 課に、係を置く。

(係長)

第6条 係に、係長を置く。

2 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理する。

(課長補佐等)

第7条 課に、課長補佐を置くことができる。

2 課長補佐は、課長を補佐し、課の事務を処理する。

3 課に、特定の専門的業務を担当する専門職員を置くことができる。

(主任)

第8条 係に、主任を置くことができる。

2 主任は、上司の命を受け、係の事務を処理する。

(係員)

第9条 係に、係員を置くことができる。

2 係員は、上司の命を受け、事務を処理する。

(事務分掌)

第10条 事務局の各課に置く係等及び事務分掌に関する規程は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5 年 7 月 12 日から施行し、令和 5 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 7 年 5 月 29 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。